

# 重要土地等調査法の概要

(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律)

## 目的／基本方針の閣議決定 等

- **目的** (第1条) : 重要施設 (防衛関係施設等) 及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
- **基本方針** (第4条) : ①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向  
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項 (経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。)  
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項 (勧告及び命令に係る行為の具体的内容に関する事項を含む。) 等
- **留意事項** (第3条) : この法律に基づく措置は、個人情報保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。

## 対象区域及び調査・規制の枠組み

### 注視区域 (第5条)

- 重要施設の周辺 : 防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設<sup>※1</sup>の周辺<sup>※2</sup>の区域について、告示で個別指定。  
※1 生活関連施設 : 原子力関係施設と空港 (自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設) から選定。  
※2 施設の敷地周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。
- 国境離島等 : 国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

### 特別注視区域 (第12条)

- 特定重要施設 : 機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺の区域について、告示で個別指定。  
例) 司令部機能、警戒監視・情報機能を有する防衛関係施設 等
- 特定国境離島等 : 機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。  
例) 無人の国境離島

### 調査 (第6条)

(注視・特別注視区域共通)

- **対象**  
土地及び建物の所有者、賃借人 等
- **事項**
  - ・ 所有者等 : 氏名、住所、国籍 等 (第7条)
  - ・ 利用状況
- **手法**
  - ・ 現地・現況調査
  - ・ 不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集
  - ・ 所有者等からの報告徴収 (第8条) (刑事罰あり)  
※ 上記の公簿収集を行った結果、なお必要があると認めるとき

調査結果を踏まえた規制

### 事前届出 (第13条)

(特別注視区域のみ)

- **対象**  
土地等の所有権移転等 (売り手・買い手／刑事罰あり)  
※ 200㎡以上の取引に限定。
- **届出事項**
  - ・ 氏名、住所、国籍 等
  - ・ 利用目的、所在、面積 等

### 利用規制

(注視・特別注視区域共通)

- 他法令に基づく措置 (第21条)
- 機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令 (第9条) (刑事罰あり)
  - ・ 国による損失の補償 (第10条)
  - ・ 国への買入れの申出 (第11条)

### 国による買取り

(注視・特別注視区域共通)

- 国による土地等の買取り (第23条)  
※ 国の努力義務

国による買取り

国による買取り

## その他

- 「土地等利用状況審議会」の設置 (第14～20条)  
: 生活関連施設に係る政令の制定・改廃、区域の指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
- **施行日** (附則第1条) : 基本方針、審議会等 ⇒ 令和4年6月1日  
区域の指定、調査、利用規制、事前届出等 ⇒ 令和4年9月20日
- **見直し** (附則第2条) : 法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。